

事務所案内



チャレンジ行政書士法人

社会保険労務士事務所 活人社

事務所概要

事務所名 チャレンジ行政書士法人
社会保険労務士事務所 活人社

代表者 中廣 琢二(行政書士、特定社会保険労務士、認定支援機関)

所在地 〒661-0012
兵庫県尼崎市南塚口町1丁目7番8号 イトービル203号室

連絡先 TEL 06-4950-0301
FAX 06-4950-4056
E-mail info@mimitoku.com

H P <https://www.nakahirojimusyو.com>

沿革 平成25年 5月13日 行政書士なかひろ事務所 開業
平成30年 8月31日 経営革新等支援機関 認定
令和 2年 9月 1日 社会保険労務士事務所 活人社 開業
令和 3年 9月 1日 チャレンジ行政書士法人 設立

業務実績

<行政書士業務>

建設業許可申請、経営事項審査申請、入札参加資格審査申請、建設キャリアアップシステム登録申請、宅地建物取引業免許申請、産業廃棄物収集運搬業許可申請、古物商許可申請、建設コンサルタント登録申請、建築士事務所登録申請、測量業者登録申請、地質調査業者登録申請、児童発達支援・放課後等デイサービス指定申請、就労継続支援B型事業所指定申請、小規模事業者持続化補助金申請支援、ものづくり補助金申請支援、事業再構築補助金申請支援、省CO2型プラスチック高度リサイクル設備導入事業申請支援、先端設備等導入計画策定支援、経営力向上計画策定支援、在留資格変更許可申請(技術・人文知識・国際業務)、納骨堂経営許可申請、墓地変更許可申請、電子定款作成、相続手続き支援 ほか

<社会保険労務士業務>

労働保険・社会保険手続き、給料計算、採用支援、キャリアアップ助成金、両立支援等助成金、エイジフレンドリー補助金、就業規則作成、労働者派遣事業許可申請、通所介護事業所指定申請、訪問介護事業所指定申請



代表 プロフィール・あいさつ

出身校 静岡大学人文学部法学科

出身地 奈良県生駒市

職歴 ヨコハマタイヤ近畿販売(株) 配送、店舗スタッフ
(株)建通新聞社 建設専門紙記者
行政書士
社会保険労務士

所属 兵庫県行政書士会 阪神支部
兵庫県社会保険労務士会 尼崎支部(幹事)
尼崎商工会議所

ごあいさつ



行政書士・特定社会保険労務士の中廣琢二(なかひろ・たくじ)です。平成25年5月に行政書士事務所を開業して、現在11年目になります。その間に、社会保険労務士事務所も併設し、令和3年9月に行政書士事務所を法人化しました。

建設業許可を中心に受任していますが、他の許認可や補助金申請にも対応しています。事業再構築補助金では7件申請支援したうち6件が採択されました。

法人名を「チャレンジ行政書士法人」としたのは、理由があります。行政書士に相談にくる方は、新しいことにチャレンジするために、「許可をとりたい」「補助金を申請したい」という方がほとんどだからです。私自身、そういった方々の依頼に応えることにやりがいを感じています。

社会保険労務士登録後は、社会保険・労働保険の手続きだけでなく、社内規程の整備や労働関係法令に関する相談業務も受任しています。

「許認可」と「労務」の観点から持続可能な経営を支援いたします。

建設業許可申請

建設業許可とは

建設業許可は、500万円以上の工事を請け負う場合に必要となる許可です。ただし150㎡未満または1,500万円未満の建築一式工事は「軽微な建設工事」に該当するため、許可は不要です。工事の種類ごとに「許可業種」が定められており、現在は29業種に分類されています（下記一覧参照）。

最近では元請け・下請けを問わず、大手企業と契約するための前提条件となっています。



土木工事業 建築工事業 大工工事業 左官工事業 とび・土工工事業 ・石工事業
屋根工事業 電気工事業 管工事業 タイル・れんが・ブロック工事業 防水工事業
鋼構造物工事業 鉄筋工事業 舗装工事業 しゅんせつ工事業 板金工事業
水道施設工事業 ガラス工事業 塗装工事業 内装仕上工事業 解体工事業
電気通信工事業 熱絶縁工事業 機械器具設置工事業 造園工事業 清掃施設工事業
消防施設工事業 さく井工事業

建設業許可業種の分類(29業種)

また、複数の都道府県にまたがって建設業の営業所を設置する場合や、下請けに出す金額の大きさによって、「都道府県知事許可」「国土交通大臣許可」「一般建設業許可」「特定建設業許可」に分類されます。

行政書士業務の花形

建設業許可は、新規申請の時だけではなく、決算終了後に提出する「決算変更届」や5年ごとの「更新許可申請」など、提出しなければならない書類がたくさんあります。また会社の商号や所在地が変わったり、あるいは役員が変更した場合にも各種変更届を提出しなければいけません。

書類作成や証明書類の収集にマンパワーを費やす業務であるため、行政書士に各種申請・届出を依頼する会社がたくさんあります。まさに行政書士業務の花形といってもよい業務です。

また建設会社は、経営事項審査や入札参加資格審査申請のほか、産業廃棄物収集運搬業など各種許認可の取得や、子会社・関連会社の設立など、行政書士が対応できる派生業務がたくさん発生します。行政書士が思う存分力を発揮できる業界です。



補助金申請

さまざまな補助金制度

国や地方公共団体は、主に中小企業が活用するための補助金制度を数多く用意しています。それらを上手に活用することができれば、設備投資や人材育成をする上で経営戦略上、非常に有効な手段となりえます。その一方、補助金を獲得するための書類作成は非常に煩雑な作業となります。当事務所は、代表の前職時代の経験を生かし、補助金申請書類の作成を主力業務としております。



◎補助金と助成金の違い

実はこの2つの言葉に明確な違いはありません。しかし、一般的には厚生労働省の予算を財源とするものを「助成金」、そのほかのものを「補助金」と呼んでいます。

助成金は受給要件がそろっていれば、必ず受給することができますが、経済産業省系の「補助金」は、コンペ方式となっています。書類審査で他の申請書類と比較して実現性の高い、説得力のある書類が評価されて交付先が決まります。当事務所が得意分野としているのは、この補助金申請書類の作成です。

なお、助成金の手続きは社会保険労務士の独占業務です。

当事務所の補助金申請書類の実績に、「ものづくり・商業・サービス新展開補助金（通商：ものづくり補助金）」「事業再構築補助金」「小規模事業者持続化補助金」があります。

いずれもコンペ方式で補助金の交付先が決まるものです。書類作成に当たっては、現在の問題点を明確にし、その問題点を解決するために達成すべき「課題」を設定します。その上でクライアントの将来ビジョンを描くことによって、説得力のある書類を作成することができます。経済産業省のほか、環境省の実施する補助金制度の申請支援実績もあります。

分かりやすく、説得力のある書類作成

当事務所代表の前職は建設業界紙の記者です。記者時代に培った取材（ヒアリング）能力、文章作成能力を駆使して、補助金を獲得するための書類を作成します。図・表・写真をふんだんに使うことによって、見易さも追求します。

また社会保険労務士事務所 活人社は、近畿経済産業局長・近畿財務局長から経営革新等支援機関として認定されています。

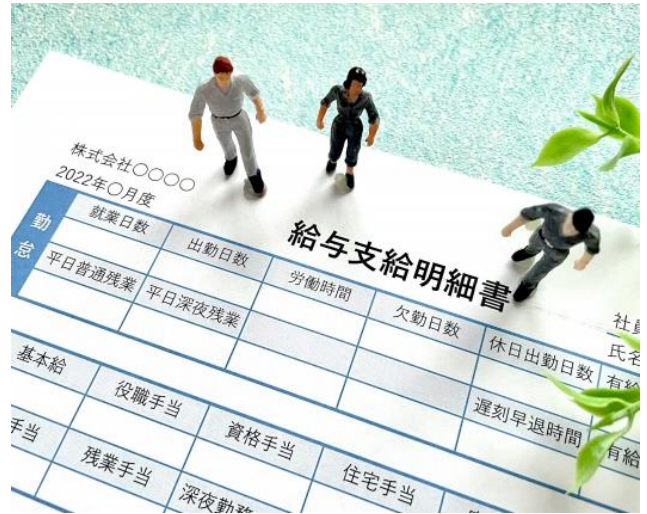


給料計算+助成金申請

給料計算は労務管理の一つ

給料計算を行うためには、労働基準法を始めとする各種労働法令と厚生労働省が発する通達に関する基礎知識が必要となります。残業手当の計算、欠勤・遅刻・早退にかかる控除、年次有給休暇に関する計算など、ミスが許されない業務でありながら、検討事項は多岐にわたります。

社会保険労務士が給料計算を受託することにより、未払い金の解消につながり、ひいては労務管理の改善案を提案することも可能になります。



◎割増賃金の算定基礎

残業手当の計算をするためには、従業員各人の「時給」を算出する必要があります。時給制の人なら必要ありませんが、月給制の人の場合、毎月固定で支払われる給与を1月平均所定労働時間数で除して割り出す方法が一般的です。そのためには、1年間の所定労働日数を確定しておくことが必要です。

(例) $8 \text{時間 (1日の所定労働時間)} \times 250 \text{日 (1年間の所定労働日数)} \div 12 \text{カ月}$
 $\approx 166.6 \text{時間 (1月平均所定労働時間)}$
 $30 \text{万円 (毎月固定で支払われる額)} \div 166.6 \approx 1,801 \text{円 (時給)}$

上記の計算式によって割り出した時給に残業時間と割増率を乗じて残業手当を算出します。

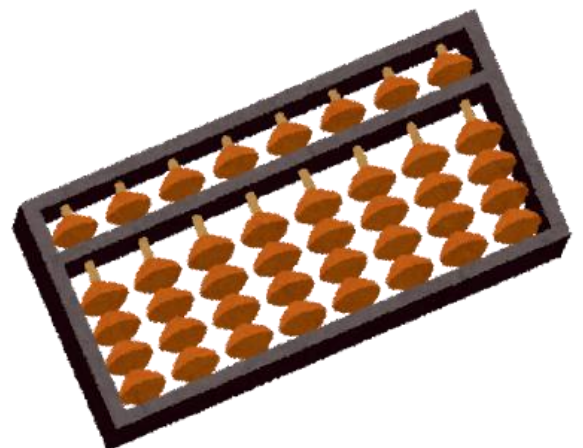
キャリアアップ助成金等の申請を為すに当たり、雇用契約書や就業規則とともに、賃金台帳の提出も求められるのが一般的です。支払われている手当は賃金規程にきちんと定められているのか、未払いの残業手当はないか、など、細かく審査されます。逆に言えば、労働法令や雇用契約に基づいた給料計算がきちんと為されていれば、助成金の申請に関するハードルはぐっと下がります。

給料計算から労務改善、助成金の申請までを提案

繰り返しますように、給料計算業務は労務管理の一環です。正しい給料計算を行うことで、勤怠管理、未払い金の解消をすることができ、労務改善を行うことができます。

また入退社の状況も把握することができます。離職率が高い会社には、問題点を一緒に考え、従業員が定着するための制度の構築を提案することにもつながります。

また助成金の提案も可能となります。





チャレンジ行政書士法人 社会保険労務士事務所 活人社

行政書士の業務は多岐にわたるため、この事務所案内には、当事務所の代表的な業務である「建設業許可申請」と「補助金申請」を中心に記載いたしました。もちろん、これら以外の業務についても対応します。契約書の作成や各種許認可申請もぜひご依頼ください。できる限りご対応させていただきます。

お問い合わせは

TEL 06-4950-0301

までお願いいたします。